

令和8年6月診療報酬改定では、歯科衛生士の業務の新設・改定がありました。
診療室での歯科衛生士の必要性が示されるとともに、歯科衛生士業務の評価が示されたことになります。
歯科衛生士の可能性を發揮し、魅力ある歯科衛生士を目指し、活躍していきましょう！

歯科衛生士 応援

口腔機能実地指導料が新設されました

令和8年6月の診療報酬改定では、歯科衛生士による口腔機能への実地指導を評価する「口腔機能実地指導料」（46点・月1回）が新設されました。

主なポイント

- ・新設点数：46点（月1回算定）
- ・対象は口腔機能発達不全症・口腔機能低下症の患者
- ・研修を受けた歯科衛生士が実地指導を担当
- ・歯科医師の指示のもとで実施
- ・指導内容を文書で患者さんへ提供することが必要

これまで口腔機能に関する指導は歯科衛生実地指導料の加算として評価されていましたが、今回、独立した評価となったことで、歯科衛生士が担う口腔機能管理の重要性がより明確に示されました。これは、歯科衛生士の専門性や継続的な患者支援が診療報酬上でも認められた大きな一歩といえます。

口腔機能実地指導料に規定する施設基準研修会受講認定書が必須です
(東京都歯科衛生士会も研修会を実施します)

障がい者歯科治療における歯科医学的管理の新たな評価

【新設】特別管理加算 80点

【施設基準】過去に障害を有す患者に対する歯科診療の補助を60症例以上経験している歯科衛生士を1名以上配置していること。

(歯科衛生士の部分のみ記載。他はホームページの内容確認)

質の高い在宅歯科医療の提供の推進

(1) <訪問歯科衛生指導の適切な推進>

【改定】訪問歯科衛生指導料について、実地を実施した人数に応じた評価を見直す。

- 1, 単一建物診療患者が1人の場合 362点 ⇒ 380点
- 2, 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 326点 ⇒ 330点
- 3, 1, 及び2, 以下の場合 295点 ⇒ 260点

【算定要件】 1, から3, までについて、当該保険医療機関と特別の関係のある他の保険医療機関において診療を行っている患者にたいして訪問歯科衛生指導を実施した場合は、140点をお算定する。【新設】

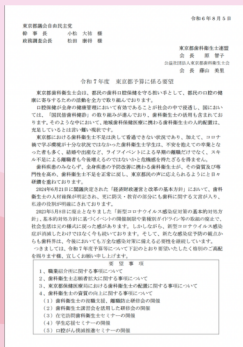
(2) <在宅歯科栄養サポートチーム等指導料の見直し>

【新設】在宅歯科栄養サポートチーム等連携指導料 100点

【算定要件】

【改正】カンファレンス、食事観察、会議等及び口腔機能等にかかわる指導は、ビデオ通話が可能な機器を用いて参加することができる。

東京都予算要望



国家予算・税制改正等要望



東京都 歯科衛生士 連盟だより



Vol.018

発行者 東京都歯科衛生士連盟
発行日 2026年6月

会長挨拶

南 知香子



2026年4月1日から会長を拝命しました南知香子です。

役員一同力を合わせて歯科衛生士の今と未来の為に、貢献してまいりたいと思います。どうぞ宜しくお願いいたします。

今年は、東京都歯科衛生士連盟が、公益社団法人東京都歯科衛生士会との峻別から20年目になりました。

この峻別とは、公益社団法人東京都歯科衛生士会は、歯科口腔保健を公の為に守る活動をする職能団体であり、

合わせて、歯科衛生士の業務内容や制度をより良いものにする為の活動もありますが、その中には政治的に解決していただくものが多くあり、そこには政治活動を伴うものがあります。

しかし、政治活動の中には公益社団法人では出来ないとする内容がありますので、その出来ない内容を補うべく公益社団法人と峻別した役目を連盟が担っています。

東京都歯科衛生士連盟は、毎年の予算要望や獲得、選挙活動や候補者の推薦・支援、議員さんの政策報告会への参加、他団体の方々との交流を通し、東京都歯科衛生士会が目的とする公益活動が最良に行えます様に、そして、歯科衛生士の働く環境改善や、やりがいのある職能でありますようにと願いも込めて活動をしています。また、SNSを通して活動の発信をしています。

令和8年度診療報酬改定では、歯科衛生士への業務拡大がなされています。

人々にとって必要な内容の拡大とも捉えられますので、制度の詳細をしっかりと学び、日々の業務に活かしていきたいものです。



東京都歯科医師連盟より

活動報告



都議会自民党政調会
表敬訪問



東京都歯科医師連盟新年会



都議会自民党新年挨拶



東京都歯科医師連盟表敬訪問



選挙活動（早坂よしひろ氏）



選挙活動（高木けい氏）



選挙活動（丸川珠代氏）



選挙活動（ゆもと良太郎氏）



朝日健太郎参議院議員と



ほっち易隆都議会議員
生稲晃子参議院議員と

富田基子さまを偲んで



令和8年1月21日、永眠されました。
日本歯科衛生士連盟会長・東京都歯科衛生士連盟会長、公益社団法人東京都歯科衛生士会会長として、永きにわたり歯科衛生士を愛し、歯科衛生士の地位の向上に貢献されました。あまりにも早いお別れで寂しいかぎりです。
ご冥福をお祈り申し上げます。

会費は年会費のみ

1年間 1,000円 1月～12月

入会方法

東京都歯科衛生士連盟に年会費を振り込む
ゆうちょ銀行 00190-1-449162

お名前/住所/電話番号/
※東京都歯科衛生士会の方は会員番号もご記載ください

詳細は

日本歯科衛生士連盟または
東京都歯科衛生士連盟のwebサイトへ



日本歯科衛生士連盟



東京都歯科衛生士連盟

東京都歯科衛生士連盟

東京都文京区本郷2-21-3-4F内
tel 03-5689-3353 fax 03-5689-3353